

岩手県人事委員会告示第4号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成26年岩手県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月8日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

改正前			改正後		
事務の種類	開示する内容	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容
		口頭により開示請求をすることができる期間		口頭により開示請求をすることができる場所	
職員採用Ⅰ種試験	第1次試験受験者（第2次試験受験者を除く。）にあっては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験受験者にあっては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験の得点及び試験方法別得点並びに総合得点及び総合順位	最終合格発表日の翌日以後の日であって別に定める日から起算して1月間（ <u>職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第19条に規定する採用候補者名簿</u> に記載された者にあっては、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）	[略]	第1次試験受験者（第2次試験受験者を除く。）にあっては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験受験者（第3次試験受験者を除く。）にあっては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第3次試験受験者にあっては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第3次試験の得点及び試験方法別得点並びに総合得点及び総合順位	最終合格発表日の翌日以後の日であって別に定める日から起算して1月間（採用候補者名簿に記載された者にあっては、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）
職員採用Ⅱ種試験	〃	[略]	[略]	第1次試験受験者（第2次試験受験者を除く。）にあっては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点	[略]

					<p><u>得点、第 2 次試験受 験者にあっては第 1 次試験の得点、順位</u> <u>及び試験方法別得点</u> <u>、第 2 次試験の得点</u> <u>及び試験方法別得点</u> <u>並びに総合得点及び</u> <u>総合順位</u></p>	
[略]					[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。